

しまねUIターン就職活動応援助成金 FAQ(よくある質問)

■助成要件(基本的事項)

Q 1 : 助成を受けることができる要件は？

A 1 : 県外在住で2020年3月大学(院含む)、短期大学、高等専門学校、専修学校等(以下「大学等」という。)の卒業予定者が、島根県内企業が開催する説明会、面接、適性試験、筆記試験等(以下「説明会等」という。)に参加する場合に助成を受けることが可能です。ただし、片道10,000円以上*の交通費を要する者に限り、公務員試験、行政機関ガイダンス等は対象外です。

*片道10,000円以上としているのは、予算の上限がある中で、金額の下限を設けることにより交通費の負担がより大きい学生の支援を行うためです。

Q 2 : 対象者は島根県出身者のみか？

A 2 : 助成要件に合致すれば、島根県出身者かどうかは問いません。

Q 3 : 助成の内容は？

A 3 : 県外居住地～県内滞在先までの交通費(片道10,000円以上)と宿泊費(上限9,800円/1泊)の1/2(100円未満切捨)の金額を助成します。なお、助成金額の上限は年間30,000円です。助成金額の算定は税込額で行います。

Q 4 : 対象期間は？

A 4 : 2019年6月1日～2020年2月29日までの説明会等に参加する場合が対象です。ただし、年度途中で予算額に達した場合はその時点で受付終了となります。

Q 5 : インターンシップは対象となるか？

A 5 : 本制度とは別に、県外在住学生(最終学年でない学生)が、しまね学生インターンシップにより島根県内の事業所等でインターンシップを行う場合、交通費・宿泊費の一部を助成します。詳しくは以下のサイトで確認してください。

しまね学生インターンシップ : <https://www.teiju.or.jp/internship/>

■助成対象について

Q 1 : 本社が県外にある企業でも対象となるか？

A 1 : 本社が県外でも県内に事業所等がある場合は対象となります。

Q 2 : 合同企業説明会へ参加した場合、対象となるか？

A 2 : 島根労働局、ジョブカフェしまね(公益財団法人ふるさと島根定住財団)、島根県が主催する合同企業説明会(企業ガイダンス・就職フェア)は対象となります。市町村や民間の就職情報サイト運営会社等が主催する合同企業説明会は対象とならないので、ご注意ください。

Q 3 : 学校の教員を目指しているが、教育実習は対象となるか？

A 3 : 教育実習は、教員免許状の授与を受けるために修得が必要な科目であり、対象となりません。
なお、公立学校の説明会等は対象となりませんが、私立学校は対象となります。

Q 4 : 内定後の内定者説明会や内定式への参加は対象となるか？

A 4 : 本制度の就職活動にあたるのは採用試験への参加までですので、内定（内々定含む）後の内定者説明会や内定式への参加は対象外です。

Q 5 : 採用試験を受けた結果、不採用となったが対象となるか？

A 5 : 結果的に不採用となった場合でも対象となります。

■助成経費について

Q 1 : 交通費の内容は？

A 1 : 交通費としては、鉄道、航空機、高速バス、船舶等の公共交通機関（タクシーを除く）の料金が対象となります。従って、自家用車やレンタカーでの移動経費（高速料金やガソリン代等）は対象外です。

Q 2 : 県外居住地と県内目的地までの往復経路は最短経路でないと対象とならないか？

A 2 : 必ずしも最短経路など特定の経路には限定しませんが、一般的に考えられる適切な経路を選択してください。

Q 3 : 高速バスだと片道 10,000 円を下回る県外居住地から、鉄道や航空機を利用して片道 10,000 円を超える場合は対象となるか？

A 3 : 対象となります。

Q 4 : 往復の交通費が対象だが、往路のみ又は復路のみでも申請可能か？

A 4 : 往路のみ、復路のみでも申請は可能です。この場合、片道分にかかった交通費の 1/2 に相当する金額が助成金額となります。

Q 5 : 宿泊費の内容は？

A 5 : 就職活動のために必要となる宿泊施設（ホテル、旅館等）の料金が対象です。宿泊費に食卓料（食事代）が含まれている場合は食卓料も対象となりますが、1泊あたり税込 9,800 円が上限額となります。上限額を超える場合は、税込 9,800 円の 1/2 の税込 4,900 円が助成金額となります。なお、素泊まりの場合、食卓料の加算はできません。

Q 6 : 数日間宿泊する場合で、曜日によって宿泊費が異なる場合の助成金額は？

A 6 : 数日間宿泊する場合で、曜日によって宿泊費が異なる場合は、宿泊費の合計で上限額を判断し、助成金額を算出します。

【例：1泊目が 7,000 円、2泊目が 11,000 円の場合】

2泊目が1泊あたりの上限額 9,800 円を超えていますが、宿泊費合計が 18,000 円で2泊の上限額 19,600 円（9,800 円×2泊）を下回るため、18,000 円の 1/2 の 9,000 円が助成金額となります。

Q 7 : 移動と宿泊がセットになっている旅行商品の購入費も対象となるか?

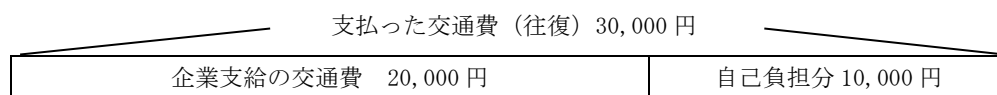
A 7 : 対象となります。ただし、原則として交通費と宿泊費の区分ができ、交通費として往復分であれば 20,000 円分(片道分であれば 10,000 円分)を超えているものは対象とします。交通費と宿泊費の区分ができない場合は、領収書の額面金額から宿泊料上限額(9,800 円×日数)を除いた金額を交通費とみなします。

Q 8 : 企業から交通費等の支給を受けた場合、自己負担分は対象となるか?

A 8 : 自己負担分について助成対象となります。ただし、企業からの支給額と助成金額の合計額は助成対象者が支払った交通費等の額を超えないものとします。

【例：助成対象者が往復の交通費を 30,000 円支払い、企業から 20,000 円の支給があった場合】

企業支給がない場合は、30,000 円の 1/2 の 15,000 円が助成金額となりますが、企業支給額の 20,000 円を足すと合計で 35,000 円となり、支払った交通費 30,000 円を超えるため、この場合の助成金額は 10,000 円となります。



Q 9 : 所属大学やその他公的機関から同趣旨の助成を受けている場合は対象となるか?

A 9 : 企業から助成を受けている場合と同様、自己負担分があれば助成対象となります。

Q10 : 県外の住所地から島根県内の実家に移動し、実家を拠点として複数企業の説明会に参加した場合、実家と企業を往復した際の交通費は対象となるか?

A10 : 実家を拠点として就職活動を行った場合、実家を經由して最初に訪問する企業までの交通費は対象となりますが、それ以外の企業を訪問するための交通費は対象外となります。なお、移動日と企業訪問日が極端に離れている場合など、就職活動のための帰省と考えにくい場合は対象外となります。

Q11 : 2019 年 6 月 1 日に開催される説明会等に参加するために 5 月 31 日に移動する際の交通費や宿泊費は対象となるか? また、2020 年 2 月 29 日の説明会等に参加した後、3 月 1 日に移動した際の交通費は対象となるか?

A11 : いずれのケースも対象となります。

■申請・提出書類について

Q 1 : 申請の手順は?

A 1 : まず、ジョブカフェしまねサイトの専用フォームから必要な情報の入力を行ってください。その後、説明会等に参加した後に、申請書(必要書類を添付)を送付してください。

Q 2 : 申請書はどこで入手可能か?

A 2 : ジョブカフェしまねサイトからダウンロードしてください。申請の際には、同サイトに掲載されている要綱やこの FAQ をよく確認してください。

Q 3 : 領収書等の証明書類がない場合でも申請可能か？

A 3 : 領収書等がない場合、支出した金額の確認ができないため、申請を受け付けることができません。領収書等は大切に保管しておいてください。

Q 4 : 交通費や宿泊費を支払ったことを証明できる書類は？

A 4 : 以下の書類が証明書類となります。

- ・切符を購入した際の領収書、クレジットカードの明細
- ・宿泊費を支払った際の領収書、クレジットカードの明細
- ・ICカード (Suica、Pasmo 等) の利用履歴を印刷したもの
- ・切符 (金額の印字があるもの)
- ・その他、移動 (宿泊) に要した費用及び移動経路 (宿泊先) がわかるもの
- ・移動と宿泊がセットになっている旅行商品の場合は、原則として交通費と宿泊費の区分がわかるもの

※領収書の宛名が申請者本人以外のもは無効です。その他の書類も申請者本人のものと判断できるものに限りです。

※領収書は原則として原本を提出していただきますが、企業へ提出する必要がある等やむを得ない場合は写しでも可とします。インターネット上でしか領収書を表示できないものは、その画面を印刷したものでも可とします。

Q 5 : 振込口座は親名義のものでもよいか？

A 5 : 助成金を振り込むための口座は必ず本人名義のものとしします。

Q 6 : 申請書に記載する住所や電話番号は帰省先のものでもよいか？

A 6 : 申請書には現在居住している県外の住所を記載してください。住民票を県外に移していない場合でも生活の本拠が県外にあれば申請可能です。

Q 7 : 申請書の移動経路記載部分について、経路検索サイトで検索したもの等を印刷・添付して提出してもよいか？

A 7 : 移動経路が確認でき、実際の経路と齟齬がないのであれば、その方法でも構いません。

Q 8 : 企業の所在地とは別の会場で行われた説明会等に参加した場合、申請書の訪問先所在地は、企業の所在地と会場の住所のどちらを書けばよいか？

A 8 : 企業の所在地と会場の住所の両方を明記してください。

Q 9 : 合同企業説明会に参加した場合、訪問先企業の証明は誰にもらえばよいか？

A 9 : 合同企業説明会の主催者又は訪問するブース企業 (公務ブースは対象外) の担当者に記載してもらってください。なお、訪問先欄には、合同企業説明会の正式名称を明記してください。

Q 10 : 訪問先企業から証明をもらい忘れた場合、申請は不可能か？

A 10 : 申請者本人が企業を訪問したことが証明できる書類や採用試験の選考結果等の添付をすることで申請可能とします。なお、企業のパンフレット等は代替書類となりません。

Q11：就職活動で県外居住地と県内を複数回往復したが、まとめでの申請は可能か？

A11：まとめでの申請は可能ですが、1往復につき1枚の申請書が必要です。ただし、助成金額の上限額は年間30,000円となります。

Q12：事前申請を忘れていましたが申請は可能か？

A12：原則としては事前申請ですが、事後の場合でも速やかにジョブカフェしまねサイトの専用フォームから必要な情報の入力を行い、申請書を提出してください。

Q13：企業訪問後、申請はいつまでに行う必要があるか？

A13：企業を訪問した日から30日以内に申請してください。30日を過ぎても申請がない場合や期限を過ぎた後の申請は受け付けることができませんので注意してください。なお、最終申請期限は、2020年3月10日必着とします。